

第11回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月8日(木) 13時30分～14時00分

2. 開催場所 大鰐町役場 議場

3. 出席委員 8人

藤田 重孝	委員	山口 努	推進委員
浅利 力	委員	大川 元樹	推進委員
土岐 工	委員		
原子 一行	委員		
三浦 隆彦	委員		
高橋 藤人	委員		

4. 議事日程

議案第22号 農地法第3条による許可申請について

報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

5. 農業委員会事務局職員

局長 木田 昭人 次長 齋藤 孝嗣 主事 水木 雄士 主事 花岡 美来
専門員 藤田 哲子

6. 会議の概要

- 齋藤次長 皆様に送付した文書に記載したとおり、前回の総会と同様に、新型コロナウイルス感染防止のため、事務局の説明を省略し、採決のみとさせていただきます。それでは、第11回大鰐町農業委員会総会を開催致します。高橋会長、挨拶の方をお願いします。
- 会 長 (挨拶)
- 齋藤次長 会長ありがとうございました。引続き進行の方をお願いします。
- 議 長 本日は、委員15名中8名の出席ですので、総会は成立しております。議事録署名委員の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。
- 委 員 異議なし
- 議 長 それでは、私の方から指名いたします。
9番の三浦 隆彦委員と4番の土岐 工委員にお願い致します。
- それでは、議事に入ります。
議案第22号、農地法第3条による許可申請について質問・意見等ございませんか。
- 委 員 異議なし
- 議 長 異議がないようですので、議案第22号は原案どおり許可することにいたします。
- 続きまして、報告第18号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、質問・意見等ございませんか。
- 委 員 異議なし
- 議 長 異議がないようですので、報告第18号は原案どおり受理することにいたします。
これで、全ての議案の審議が終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、第11回総会を閉会いたします。
- 水木主事 その他になりますが、町民農園の件につきまして皆様に報告がございます。配付している資料をご覧ください。中央白樫の、「①従来からの駐車場部分」について農林課の方で農地法違反解消のために盛土撤去工事を実施し、9月末に完了したということで農業委員会へ現地の確認依頼がありました。現地調査を行った委員より報告をお願いします。

- 土岐委員 10月6日(火)私と藤田委員、高橋会長と事務局とで現地確認を行った。その結果、こぶし程の大きさの石が確認され、このままの状態では耕作に支障をきたす部分があることから、大きな石を取り除いてからではないと農地としての判断はできないと考えている。
- 三浦委員 今の説明からいくと、現状では農地として判断できないということか。
- 議 長 そういうことになる。まずは、「①従来からの駐車場部分」の大きな石の撤去作業を行い、違反解消をしなければならない。
- 齋藤次長 目に見えている石を撤去した時点で、農地法違反解消となるということではないか。
- 議 長 そういうことになる。
- 三浦委員 全ての作業が終わってからになると思うが、県の担当課に現地確認をしてもらうのか。農地法違反状態解消を判断するのは県なのか。
- 木田局長 違反解消の判断は、当委員会に任せられている。昔の地盤高は分からないため、地番105-2の地盤高を本来の高さとして想定し、盛土撤去工事を実施した。「①従来からの駐車場部分」については、石の撤去を行うことにより農地法の違反解消を図る。現在協議している奥側の農地も今後同様の作業(石の撤去作業)をしなければならないと考えている。盛土撤去後の当箇所は、今のところ田として耕作する予定はない。
- 議 長 「①従来からの駐車場部分」については、石の撤去が完了すれば農地として判断可能ということで町長部局へ回答してよろしいでしょうか。
- 委 員 異議なし
- 議 長 異議が無いようですので、これで終了致します。